

# ② ① 二 休 重 業 就 補 労 償 者 紙 の 付 通 の 勤 起 災 算 害 日

**問①** 従業員が所定労働時間内に業務に関連し負傷し、直ちに病院へ行つ

日（会社の休日）を含む場合、補償を行う必要があるのでしょうか。

**答①** 通達では「所定労働時間の一部休業の場合

必要があります。この場合は土曜日、日曜日であつても休業補償の必要があります。通勤災害には休業補償の必要はございません。

# 質問に答えます

て治療を受けました。休業補償給付が4日目から支給されると聞いておりまます。初日の起算日は怪我をした日でよろしいでしょうか。また、初日から第3日目までの補償に關しては、土曜日、日曜

8・8基収第3208号) に参入するものである」となっています。(昭27.) したがつて、負傷当日を休業初日として翌日、翌々日が事業主の災害補償すべき日(待定期間)となり、その翌日以後の休業に対しても災害補償給付が行われることになります。なお、所定時間内に負傷し所定時間外に病院に行つた場合や、所定時間外に負傷した場合には負傷当日の翌日が休業初日となります。

問② 当社（本業）に他社（副業）においてアルバイトをしている社員がいます。当該社員が本業から副業先へ向かう途中に負傷した場合、当該社員は労災保険から補償されるのですか。また、その際の補償は本業あるいは副業、いずれの賃金から算出されるのでしょうか。

**答②**二重就労者の通勤災害については、平成18年に労災保険法が改正され、二重就労先への移動途中の災害も通勤災害補償の対象となることにな

りました。したがつて、本業から副業先、あるいは副業から本業先へ向かう途中に負傷した場合、合理的な経路及び合理的な方法により生じ、かつその逸脱・中断がなければ、通勤災害として労災補償制度の対象となります。

労災補償給付の平均賃金については、両社の賃金を合算するのではなく、移動先の平均賃金を基に算出することとされています。つまり、本業から副業先への移動であれば、本業側の平均賃金をもつて、通勤災害の補償がされることになります。

最後に機会あるごとに  
お願ひしておりますが、  
休業（補償）給付について、当署において業務を  
遂行している中で、「もともとの業務に戻れるま  
で」「出勤しても仕事が  
ないために」休んでいて  
ほしいと事業場から言わ  
れていると申し立てをさ  
れる方が多く見受けられ  
ますが、「療養のため労  
働することができない」  
ことが要件となつていま  
すので、このような理由  
では給付の対象にはなり  
ません。事業場において  
も主治医より就労可能の  
判断がなされた場合や、  
給付担当官からの指導が  
あつた場合には、ご協力  
をよろしくお願ひいたし  
ます。

## 名古屋北労働基準監督署の ダイヤルインご案内

労災保険係  
(労災課)

庶務系（業務課）

（業務課）  
〈052〉 961-8655  
〈052〉 961-8659